

## 赦免歎願書

被告人青地は一九四六年十月十五日バタビヤ臨時軍法會議に於て強制賣淫事件に付懲役十年の判決の言渡を受けました。辯護人は閣下の御慈悲により右懲役刑が軽減されることを衷心より期待してこの歎願書を閣下の御手許迄提出するものであります。

辯護人は本件の裁判に當つて(1)日本軍の慰安所といふ施設が戦時下如何なる社會的意義を有するか(2)被告人が如何なる動機から慰安所「サクラクラブ」の設立に當り如何なる心境を以てその經營に當つたかの點が十分考慮すべき重要な點であると思料しました。しかし記録からはこれ等の點については殆ど明かにされてはおりません。辯護人は法廷においてこれ等の點に關して比較的詳細に述べました。本件につき閣下の御判断を仰ぐに當り閣下の辯護人より曩に裁判長に提出しました書面(辯論)について檢

討の勞をとられんことを切望するものであります。

要するに慰守所は戦争に伴ふ不可避の社會的害悪と最少限度に抑制しやうとする施設であります。しかしその經營にはやまずれば社會の誤解や非難が伴ひ易いため「カクラクラブ」の設立が必要であらうといふことは多くの人が認められてまいりましたが、その經營を引受けやうとする人はおりません。たかよ種類の仕事を被告人が引受けたと云ふことが被告人の不幸を招來したのであります。

人は被告人がクリスチャンであることを知ればなほ一層被告人と非難するでせう。辯護人はその非難に對しては一言も辯解はいたしません。しかし閣下、被告人はクリスチャンであらうが故に「カクラクラブ」の經營を引受け、迄に相當長い間熟考した上止むなく「カクラクラブ」の經營を引受けしたのであります。その間に於ける被告人の精神的苦痛が如何に大きかつたかが想像されるところであります。又彼が慈善心と義侠心に富んだ老

人であるが故に四圍の人々から社會の誤解や非難を招き易い施設の經營者として最も適當な人と考へられ被告人の固辞は受け入れられなかつたのであります。かくして彼は強制賣淫といふ惡心しい罪名の下に前記懲役刑の言渡を受くに至りました。慈善心と義侠心とに富んだ老クリスマンの餘生は十分幸福であつた當然であつたに彼の場合には慈善心と義侠心に富んだ老クリスマンであるが故にその餘生が餘りに冷い暗黒におほはれて了つたのであります。

次に人は彼がベールホルストと同棲してゐたことを嚴しく非難するでありません。この點については一言の辯解の餘地はありません。しかし被告人は豫てから同人及び同日との間に生れた彼の子の將來と案じ且兩名に對して負ふべき責任と痛感しております。被告人が本件に付懲役十年に處せられたのは半はベールホルストとの同棲にその原因があつたですが被告人には御女と云うものが如き様子は少しも見えざるのみならず自己の餘生が冷い暗黒に包まれ

てぬことを案じる前に、先ず彼女及びその子の前に横つてぬる  
苦難の道と案じ、痛く後悔してぬるのであります。べールホルス  
トとの同様と厳しく非難する人々、雖もこの被告人の心境はこれ  
と非難するとは出来ずまい。この被告人の心境こそ被告人のほ  
人との姿と如實に示すものであつて、何人とも雖も同情と惜まぬ  
ところと辯護人は確信するものであります。

被告人は齡すでに六十の老人にあり且病弱者であります。そ  
の彼に對する懲役十年の判決が言渡されたといふことは、彼をして  
手を拱いて死を待たしむるに等しいと云はねばなりません。しかし叙上  
のことに考慮するならば右懲役刑は輕減され、餘地が十分存  
するのではないかを考へます。

何卒閣下の御慈悲によりこの老弱なる被告人の餘生に多  
少ながらも光明を與へられんことを祈念して筆を擱く次第で  
あります。